

文京区保健衛生事務手数料条例の一部を改正する条例

1 改正理由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法律」という)の一部改正に伴い、文京区保健衛生事務手数料条例(平成 12 年 3 月文京区条例第 21 号)の規定を整備する。

2 改正内容

事項	改正内容
1 別表65の11 (薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料)	引用条文の規定を整備する。(別紙のとおり)

3 施行期日

公布の日

文京区保健衛生事務手数料条例(平成十二年三月文京区条例第二十一号)新旧対照表

改正後(案)					現行				
○文京区保健衛生事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十一号 <u>令和 年 月 日条例第 号</u> (略) <u>付 則</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>					○文京区保健衛生事務手数料条例 平成十二年三月二十三日 条例第二十一号 (略)				
別表(第二条関係)					別表(第二条関係)				
事務		名称	額	徴収時期	事務		名称	額	徴収時期
～65の10(略)					～65の10(略)				
65 の 11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十四条第十三項</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第一号の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	一品目につき 百四十円	承認申請のとき。	65 の 11	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 <u>第十四条第十五項</u> 及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令第八十条第一項第一号の規定による薬局製造販売医薬品の製造販売品目の一部変更の承認の申請に対する審査	薬局製造販売医薬品製造販売品目一部変更承認申請手数料	一品目につき 百四十円	承認申請のとき。
65の12～(略)					65の12～(略)				